

監査結果報告書

令和3年5月度及び6月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）：施設整備課
企画課
危機管理課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和3年5月14日（金）	施設整備課
令和3年5月21日（金）	企画課
令和3年6月11日（金）	危機管理課
令和3年6月18日（金）	

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・令和2年度に実施した各課の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として地方創生臨時交付金を受けた事業の事務処理状況について

課	交付対象事業の名称
施設整備課	・水道料金減免（基本料）事業
企画課	・庁内オンライン会議等整備事業
危機管理課	・感染「0」マスク配布事業 ・防災備蓄整備事業 ・公共施設等感染予防事業

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じ関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【企画課】

1 庁内オンライン会議等整備事業について

- ・庁内オンライン会議等整備事業として、分散業務電話回線工事をNTT西日本と随意契約を締結し、設計金額を646,624円として起工伺いを作成している。事務決裁規程により、1件50万円以上130万円未満の工事請負の決定及び契約に関することは副村長の専決事項となっているが、決裁が参与までしかとられていない。当時は副村長不在であるため、代決として処理すべきである。

【危機管理課】

1 感染「0」マスク配布事業について

- ・新型コロナウイルス対策として、村民へのマスクを配付しており、マスク詰めを行った人にマスク配布事業報償金として、報償金を支払いしている。財源として災害対策費の報償費に予備費を充当して対応しているが、報償費の支払いの起案に予備費を充当した旨が記載されていない。また、報償費は当初予算では無い節であるため、予備費充当の際に節を新設している。節を新設する際にはその旨の決裁をとるべきではないか。